

5 議案第39号関係

おいらせ町国民健康保険税条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1～2 2 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症による保険税の減免の特例)</p> <p>2 3 新型コロナウイルス感染症 (<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症</u>をいう。以下同じ。)の影響により収入の減少が見込まれる場合等における令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第2条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第24条の2第1項に規定する保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)、(2) 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～2 2 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症による保険税の減免の特例)</p> <p>2 3 新型コロナウイルス感染症 (<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症</u>をいう。以下同じ。)の影響により収入の減少が見込まれる場合等における令和2年2月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第2条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第24条の2第1項に規定する保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)、(2) 略</p>